

東かがわ市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び狂犬病予防注射手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

委 託 先	高松市国分寺町福家甲 3871-3 公益社団法人 香川県獣医師会
委託事務の範囲	犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び狂犬病 予防注射手数料の徴収事務
委 託 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで